9　一の契約で「1　契約数」に掲げる複数の項目に該当する契約がある場合には、「参考事項」の項に当該複数の項目の別に当該契約数を記載すること。

10　注３及び注９に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

11　基地局を設置して携帯電話又はＢＷＡアクセスサービスを提供する電気通信事業者は、「2　特定関係法人である電気通信事業者の名称及び法人番号」において、特定関係法人である電気通信事業者（移動電気通信役務を提供している者に限る。）の名称及び法人番号を記載すること。なお、法人番号がない場合には、住所を記載すること。

12　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

**様式第20の５**（第２条の４関係）

［新設］

移動電気通信役務に係る新規契約数等の状況報告

年度第　四半期

事業者名

| 区分 | 月 | 月 | 月 |
|---|---|---|---|
| 新規契約数 | （　） | （　） | （　） |
| 番号ポータビリティによるもの | （　） | （　） | （　） |
| 契約更新数 | （　） | （　） | （　） |
| 契約解除数 | （　） | （　） | （　） |
| 番号ポータビリティによるもの | （　） | （　） | （　） |
| 契約の合計数 | （　） | （　） | （　） |
| 参考事項 | | | |

注１　基地局を設置して移動電気通信役務を提供している電気通信事業者が仮想移動電気通信サービス（移動電気通信役務であるものに限る。）を提供している場合には、基地局を設置して提供している移動電気通信役務（基地局を設置して提供しているもの及び基地局を設置せずに提供しているものを一体として提供しているものを含む。）に係るもの及び基地局を設置せずに提供している移動電気通信役務に係るものごとに別葉とすること。

２　契約約款（卸契約約款を除く。）により他の電気通信事業者から提供を受けた移動電気通信役務を利用者に提供する電気通信役務については、契約期間の定めがないもの及び契約期間を１月以上としているものを記載すること。この場合には、「参考事項」の項に、当該他の電気通信事業者の名称を記載し、当該契約の契約数等を再掲すること。

３　一の契約で複数の区分に該当する場合は、それぞれの区分に契約数を記載すること。

４　「新規契約数」の項には、報告対象期間中に新たに移動電気通信役務の提供に関する契約を締結した数の合計数を月別に記載すること。

５　「契約更新数」の項には、報告対象期間中に移動電気通信役務の提供に関する契約であつて期間の定めのあるものを更新した数の合計数を月別に記載すること。